

申告はお早めに!!

所得税と町・県民税の申告のご案内

申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)

今年も所得税と町県民税の申告の時期になりました。例年、申告期間終了間際は大変混雑しますので、早めの申告をおすすめします。

なお、申告会場が今年から変更になりましたので、注意してください。

知っておきたい税情報

年金と税

一定の金額を超える公的年金やその他の年金を受け取る場合には、所得税が源泉徴収されています。

源泉徴収は、支払いの際にその年にかかる所得税を一定の割合で差し引くものです。この「源泉徴収税額」と一年間の総所得や控除額を計算して求めた「年税額」の間には、過不足が生じることがあります。

サラリーマン(給与所得者)の場合、この差額を「年末調整」で精算することができますが、年金所得ではこのようなくみがありませんので「確定申告」で精算することになります。

源泉徴収された税額が年税額



より多い場合には、支払った所得税が戻る(還付)こととなります。

65歳以上の方の申告

これまで、65歳以上で所得が一定以下の方は非課税措置が取られていましたが、今年度よりその非課税措置が段階的に廃止されます。

また、65歳以上の方は、老年者控除を受けることができます。したが、平成17年分の所得よりこの控除が廃止となりました。

それに関連する税法改正により、公的年金等から源泉徴収される方の範囲が広がっています。

昨年まで町県民税の申告で済まされていた方や、町から町県民税の申告書が送られた方でも、確定申告が必要となる場合があります。

ります。町の申告会場では、町県民税申告書と簡易な確定申告書(申告書A)を受け付けます。なお、老年者控除廃止に伴い、新たに寡婦(夫)控除を受けられる場合がありますので、ご注意ください。

介護保険と各種控除

介護保険料や介護保険サービス利用料などの一部は所得控除の対象となります。

要介護認定を受けている方で、「身体障害者手帳を申請していない方」、「交付されても見直しをしていないため等級が低い方」は、障害者控除に係る認定証をもって控除を受けられる場合があります。

また、おむつ使用証明書を用いて医療費控除を受けている方で、控除を受けるのが2年目以降となる方は、町で内容確認証明書を発行することができます。

それぞれの認定・確認等に関する情報が載っていますので、事前に介護保険担当まで問い合わせてください。

国民年金保険料の控除には証明書が必要です!

今回の申告より、国民年金保険料について社会保険料控除を受ける場合、その保険料を支払い証明書を添付または提示することが義務づけられました。

この「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、前年11月上旬(10月以降に初めて納付があった場合は翌年2月上旬)に社会保険庁から発行されるものです。詳しくは社会保険庁控除証明書専用ダイヤル(☎0570(00)9911)またはホームページ(<http://www.sia.go.jp>)をご覧ください。

確定申告と町県民税申告

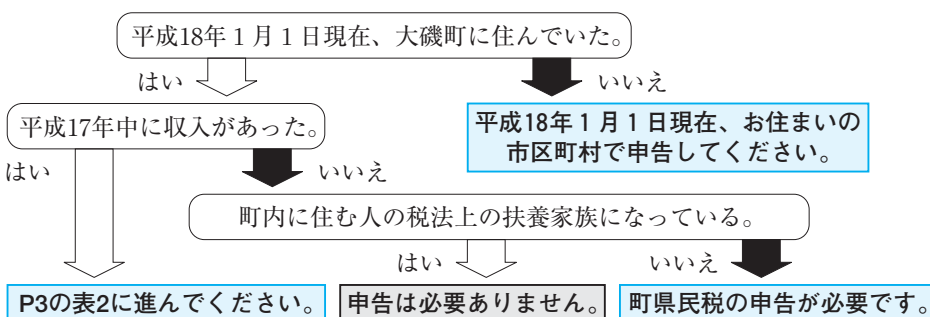
申告が必要な方

確定申告は所得税が課税される方(還付の方は除く)が対象となりますが、町県民税では収入のあった方は金額の多少に関わらず、原則として申告をする必要があります。

確定申告、町県民税申告どちらの申告をすればよいのか、次のフローチャート(表1・表2)を参考に判定してください。ただし、全ての方が当てはまるものではありませんので、詳しくはお問い合わせください。各種申告は、町県民税を計算

表1

～こんな方は申告が必要です!!～



する基礎資料となるばかりでなく、国民健康保険税の算定や福祉年金・児童手当等の給付資料にもなります。申告資料の提出がない場合には、所得証明書や課税(非課税)証明書等の発行が出来ませんのでご注意ください。町から町県民税の申告書が送られていない方でも、該当する方は申告が必要となりますので直接会場へお越しください。